

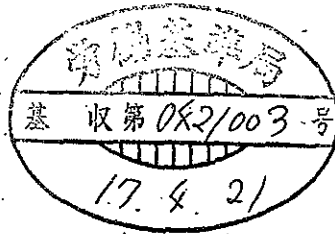
基発第0425005号
平成17年 4月25日

局内各部課室の長 殿

労働基準局長
(公印省略)

「厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための
体制整備等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり通知されたので、改正内容について所属職員に
対し周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏のないよう取り扱われたい。



厚生労働省発人第0401007号
平成17年4月1日

各内部部局長 殿

厚生労働事務次官
(倫理監督官)
(公印省略)

「厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための
体制整備等について」の一部改正について

職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備については、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）及び国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）に基づく「厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための体制整備等について」（平成13年1月10日付け厚生労働省発人第81号当職通知。以下「倫理通知」という。）において実施しているところであるが、今般、倫理法第11条第1号及び倫理規程附則第2条の規定に基づく国家公務員倫理審査会の内閣に対する意見の申出にかんがみ、監修料の取扱いの適正化を盛り込む等を内容とする倫理規程の改正が行われ、本日から施行されることとなったことを踏まえ、下記のとおり倫理通知の一部を改正することとしたので、貴職においては、所属職員に周知徹底を図られたく通知する。

なお、厚生労働省においては、昨年来不祥事が相次ぐとともに、国庫補助金関連、大量購入関連等の出版物等についての監修料の受取りをめぐる、国民の批判を招いており、厚生労働行政に対する信頼が著しく損なわれている。したがって、厚生労働省においては、職員一人一人が、改めて倫理規程を厳正に遵守するために、自覚を持って身を律していく必要がある。

今後、当省職員が行う監修等に対する報酬の受け取りに当たっては、当該通知について十分ご了知のうえ、特に注意されたい。

また、施設等機関及び地方支分部局を有する部局については、貴職より通知されたい。

記

1の本文中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同(2)中「第7条」を「第10条」に改め、同(4)を次のように改める。

(4) 倫理規程第8条の規定による飲食の届出を受理すること及び倫理規程第9条第1項の規定による講演等の承認をすること。

2の見出し中「許可」を「届出」に改め、同(1)中「第3条第2項第8号」を「第8条」に、「許可の申請」を「届出」に、「飲食許可申請書」を「飲食届出書」に改め、同(2)中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改める。

4、5、別表、様式1及び様式2を次のように改める。

4 講演等により受ける報酬の基準並びに監修料及び編さん料の受取の取扱い等について

(1) 職員が、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合における、倫理規程第9条第2項の規定による報酬の参考となるべき基準並びに監修料及び編さん料の受取の取扱い等は、次のとおりとすること。

ただし、講演等の内容が高度の専門性を有する等の事情により、これに依り難い場合には、職員は、倫理監督官又は倫理管理官に相談し、その指示に従うものとする。

① 職員が行う講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授、放送番組への出演に対する報酬の上限額は、1時間当たり20,000円程度とすること。

② 職員が行う著述に対する報酬の上限額は、400字当たり4,000円とすること。

③ 職員が行う監修及び編さん(原稿等のチェック、加除修正、校閲等を含む。以下「監修等」という。)に対する報酬として、作業量との関連が明確でないもの(いわゆる「監修料」)は受け取ってはならないこととすること。ただし、原稿等のチェック、加除修正、校閲等の作業の実態が明確であり、かつ、作業量に応じた適切な報酬に限り、④に従い、受取が認められる場合があるものであること。

④ 作業の実態が明確であり、かつ、作業量に応じた適切な報酬の受取に対する倫理規程第9条第1項の承認に当たっては、倫理規程第6条の規定により、次のイ及びロを確認するほか、同条に該当せず報酬の受取が禁止されていない場合であっても、国民の疑惑を抱いたり厚生労働省の信頼を損なうようなことがないよう、次のハからヘまでの条件全てを満たすものに限り報酬を受け取っても差し支えないものとし、次のハからヘまでの全てを満たすことを確認すること。

イ 書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)が、国の補助金等(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されるものをいう。)又は国が直接支出する費用(庁費等をいう。)をもって作成されるもの(注)でないこと。

(注) 社会保険庁、中央労働委員会、所管特定独立行政法人及び他省(外局を含む。)において国の補助金や経費で作成されるもの(作成費用の一部が国費により支出されたり、間接的に支出されているものを含む。)を含む。

ロ 当該書籍等について、厚生労働省等(社会保険庁、中央労働委員会及び所管特定独立行政法人を含む。)が当該書籍等の作成数(印刷部数)の過半数(単独又は合計)を購入していないこと。

ハ 職員が当該書籍等の発行に協力することが、当該分野に関する普及・啓発・広報等に資するものであり、社会的に意義のあるものであること。

- ニ 作業に従事する職員名、報酬の支払基準等について出版社等と文書で確認していること。併せて、イ及びロについても出版社等と文書で確認すること。
- ホ 報酬の支払基準について、単に出版社等の申出に依るのではなく、作業量の多寡に見合った、合理的に説明責任を果たすことができるものとなっていること。さらに、算定に当たっては市場流通比率（1－購入比率）を乗じることなどにより、公費による購入分は報酬の対象としないことを明確化していること。
- ヘ 受取を予定する報酬の水準について、提供する役務の内容に応じた、適切なものであること。

- (2) 監修等により受ける報酬については、利害関係者以外からの依頼によるものの場合であっても、倫理規程第6条の規定により補助金等関連の監修料及び編さん料の受領が禁止されているのは当然であるが、さらに、同条に該当せず報酬を受け取ることが禁止されていない場合であっても、職員の現在又は過去の職務に関する内容の監修等については、国民の疑惑を招いたり厚生労働省の信頼を損なうようなことがないように、利害関係者からの依頼の場合である(1)③の取扱いと同様、作業量との関連が明確でない報酬は受け取ってはならないこととし、作業の実態が明確であり、かつ、作業量に応じた適切な報酬（具体的には、(1)④のイからへまでの条件を全て満たすもの。）に限り、受け取っても差し支えないものとする。ただし、監修等の内容が高度の専門性を有する等の事情により、これに依り難い場合には、職員は、倫理監督官又は倫理管理官に相談し、その指示に従うものとする。

5 利害関係者との簡素な飲食の基準（届出を要しないもの）について

倫理規程第3条第2項第7号に規定する職務として出席した会議における簡素な飲食とは、提供を受けた飲食物が3,000円程度までのものであること。

別 表

倫 理 管 理 官	権 限 の お よ ぶ 職 員 の 範 囲
大臣官房長	大臣官房（統計情報部を除く。）に所属する課長、参事官、四国地方厚生支局長及び都道府県労働局長
大臣官房人事課長	大臣官房人事課に所属する職員（課長を除く。）及び本省に所属する職員であつて他の倫理管理官に属さない職員
大臣官房総務課長	大臣官房総務課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房会計課長	大臣官房会計課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房地方課長	大臣官房地方課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房国際課長	大臣官房国際課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房厚生科学課長	大臣官房厚生科学課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房統計情報部長	大臣官房統計情報部に所属する課長
大臣官房統計情報部企画課長	大臣官房統計情報部に所属する職員（課長を除く。）
医政局長	医政局に所属する課長
医政局総務課長	医政局に所属する職員（課長を除く。）
健康局長	健康局に所属する課長
健康局総務課長	健康局に所属する職員（課長を除く。）
医薬食品局長	医薬食品局（食品安全部を除く。）に所属する課長
医薬食品局総務課長	医薬食品局（食品安全部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
医薬食品局食品安全部長	医薬食品局食品安全部に所属する課長及び各検疫所長
医薬食品局食品安全部企画情報課長	医薬食品局食品安全部に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局長	労働基準局（安全衛生部、労災補償部、勤労者生活部を除く。）に所属する課長
労働基準局総務課長	労働基準局（安全衛生部、労災補償部、勤労者生活部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局安全衛生部長	労働基準局安全衛生部に所属する課長
労働基準局安全衛生部計画課長	労働基準局安全衛生部に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局労災補償部長	労働基準局労災補償部に所属する課長及び労災保険業務室長
労働基準局労災補償部労災管理課長	労働基準局労災補償部に所属する職員（課長及び労災保険業務室長を除く。）
労働基準局勤労者生活部長	労働基準局勤労者生活部に所属する課長

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
労働基準局勤労者生活部企画課長	労働基準局勤労者生活部に所属する職員（課長を除く。）
職業安定局長	職業安定局（高齢・障害者雇用対策部を除く。）に所属する課長及び労働市場センター業務室長
職業安定局総務課長	職業安定局（高齢・障害者雇用対策部を除く。）に所属する職員（課長及び労働市場センター業務室長を除く。）
職業安定局高齢・障害者雇用対策部長	職業安定局高齢・障害者雇用対策部に所属する課長
職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課長	職業安定局高齢・障害者雇用対策部に所属する職員（課長を除く。）
職業能力開発局長	職業能力開発局に所属する課長
職業能力開発局総務課長	職業能力開発局に所属する職員（課長を除く。）
雇用均等・児童家庭局長	雇用均等・児童家庭局に所属する課長及び各国立児童自立支援施設長
雇用均等・児童家庭局総務課長	雇用均等・児童家庭局に所属する職員（課長を除く。）
社会・援護局長	社会・援護局（障害保健福祉部を除く。）に所属する課長
社会・援護局総務課長	社会・援護局（障害保健福祉部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
社会・援護局障害保健福祉部長	社会・援護局障害保健福祉部に所属する課長、各国立光明寮長、各国立保養所長及び国立知的障害児施設長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長	社会・援護局障害保健福祉部に所属する職員（課長を除く。）
老健局長	老健局に所属する課長
老健局総務課長	老健局に所属する職員（課長を除く。）
保険局長	保険局に所属する課長
保険局総務課長	保険局に所属する職員（課長を除く。）
年金局長	年金局に所属する課長
年金局総務課長	年金局に所属する職員（課長を除く。）
政策統括官	政策統括官に所属する職員
各検疫所長	当該検疫所に所属する職員（所長を除く。）
各国立高度専門医療センター総長	当該国立高度専門医療センターに所属する職員（指定職の職員を除く。）

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
各国立ハンセン病療養所長	当該国立ハンセン病療養所に所属する職員（指定職の職員並びに療養所長を除く。）
国立医薬品食品衛生研究所長	国立医薬品食品衛生研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
国立保健医療科学院長	国立保険医療科学院に所属する職員（指定職の職員を除く。）
国立社会保障・人口問題研究所長	国立社会保障・人口問題研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
国立感染症研究所長	国立感染症研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
各国立児童自立支援施設長	当該国立児童自立支援施設に所属する職員（施設長を除く。）
各国立光明寮長	当該国立光明寮に所属する職員（寮長を除く。）
各国立保養所長	当該国立保養所に所属する職員（所長を除く。）
国立知的障害児施設長	国立知的障害児施設に所属する職員（施設長を除く。）
国立身体障害者リハビリテーションセンター総長	国立身体障害者リハビリテーションセンターに所属する職員（指定職の職員を除く。）
各地方厚生局長	当該地方厚生局に所属する職員（局長を除く。）、各国立ハンセン病療養所長（指定職の職員を除く。）
四国地方厚生支局長	四国地方厚生支局に所属する職員（支局長を除く。）、各国立ハンセン病療養所長（指定職の職員を除く。）
都道府県労働局長	当該都道府県労働局に所属する職員（局長を除く。）、各労働基準監督署長及び各公共職業安定所長
労働基準監督署長	当該労働基準監督署に所属する職員（署長を除く。）
公共職業安定所長	当該公共職業安定所に所属する職員（所長を除く。）

(注) 指定職の職員の職務に係る倫理の保持に関する事務は、倫理監督官がその事務を行う。

様式1

飲 食 届 出 書

国家公務員倫理規程第8条に基づき、下記の飲食について届け出ます。

平成 年 月 日

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

記

飲食を共にする利害関係者	名 称	
	所 在 地	
	出席者氏名及び 役職(代表者)	他 人
職員の職務と相手方の利害関係		
飲 食 の 目 的		
飲食の場所、住所		場所： 住所：
日 時	年 月 日 () : ~ :	
自己負担見込額	自己負担見込額 _____ 円	
飲食を共にする利害関係者 以外の者の有無・人数	有 (人) ・ 無	

* 保存期間については、届出をした日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存すること。

講演等承認申請書

国家公務員倫理規程第9条第1項に基づき、下記の講演等について承認されたく申請いたします。

平成 年 月 日

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

記

依頼者	名 称				
	所在地				
職員と依頼者の職務上の利害関係					
提供する役務等	種 類	<input type="checkbox"/> 講演 <input type="checkbox"/> 討論 <input type="checkbox"/> 講習における指導 <input type="checkbox"/> 研修における指導 <input type="checkbox"/> 寄稿 <input type="checkbox"/> 著述 <input type="checkbox"/> 監修 <input type="checkbox"/> 編さん <input type="checkbox"/> その他 ()			
	概 要 (*2)				
	報酬及びその積算 (*3)	受領額		内 訳	
依頼を受けた理由					
種類が監修、編さんの場合					
当該書籍が国から補助金等又は国が直接支出する費用(庁費等)をもって作成されるもの(*4)か		はい		いいえ	
当該書籍において厚生労働省等(*5)が購入している作成数(印刷数)が過半数あるか。		はい		いいえ	

- * 1) 依頼書等参考となるものがあれば添付すること。
- * 2) 概要の欄は、講演等にあつては、名称、参加資格、テーマ及び開催日時・場所・所在地等を、寄稿等にあつては、出版物の名称、テーマ又は業務内容及び頁数等を記入のこと。
- * 3) 報酬及びその積算欄は、依頼者から受領した総額(税込額)を記入し、さらに報酬及び実費相当額(資料作成費、交通費、宿泊費等)の内訳を記入すること。
- * 4) 「当該書籍が国から補助金等又は国が直接支出する費用(庁費等)をもって作成されるもの」には、「中央労働委員会、社会保険庁、所管特定独立行政法人及び他省(外局含む。)において国の補助金や経費で作成されるもの(作成費用の一部が国費により支出されたり、間接的に支出されているものを含む。)」も含むこと。
- * 5) 「厚生労働省等」とは、「中央労働委員会、社会保険庁及び所管特定独立行政法人」を含むこと。

----- ◆ ----- ◆ ----- ◆ ----- ◆ ----- ◆ ----- ◆ ----- ◆ -----

承 認 書

上記については、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)第9条第1項に基づき、承認する。

平成 年 月 日

倫理監督官又は倫理管理官

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

* 保存期間については、承認をした日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存すること。

改 正 後	現 行
<p>1 職員の職務に係る倫理の保持のための体制について</p> <p>倫理規程第15条第2項の規定に基づき、別表左欄の官職にある職員に倫理監督官の職務の一部を行わせることとし、その者を倫理管理官と称する。（略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 倫理規程第4条第2項又は第10条の規定による相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じ、倫理監督官に相談すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 倫理規程第8条の規定による飲食の届出を受理すること及び倫理規程第9条第1項の規定による講演等の承認をすること。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 飲食の届出及び講演等の承認の申請について</p> <p>(1) 職員は、倫理規程第8条の規定による飲食の届出を行うときは、別添様式1の飲食届出書を提出すること。</p> <p>(2) 職員は、倫理規程第9条第1項の規定による講演等の承認の申請を行うときは、別添様式2の講演等承認申請書を提出すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>講演等により受ける報酬の基準並びに監修料及び編さん料の受取の取扱い等について</u></p> <p><u>(1) 職員が、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合における、倫理規程第9条第2項の規定による報酬の参考と基準等は、次のとおりとすること。</u></p>	<p>1 職員の職務に係る倫理の保持のための体制について</p> <p>倫理規程第13条第2項の規定に基づき、別表左欄の官職にある職員に倫理監督官の職務の一部を行わせることとし、その者を倫理管理官と称する。（略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 倫理規程第4条第2項又は第7条の規定による相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じ、倫理監督官に相談すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 倫理規程第3条第2項第8号の規定による飲食の許可及び倫理規程第6条第1項の規定による講演等の承認をすること。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 飲食の許可及び講演等の承認の申請について</p> <p>(1) 職員は、倫理規程第3条第2項第8号の規定による飲食の許可の申請を行うときは、別添様式1の飲食許可申請書を提出すること。</p> <p>(2) 職員は、倫理規程第6条第1項の規定による講演等の承認の申請を行うときは、別添様式2の講演等承認申請書を提出すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 講演等により受ける報酬の基準について</p> <p><u>職員が、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合における、倫理規程第6条第2項の規定による報酬の参考と基準は、次のとおりとすること。</u></p>

ただし、講演等の内容が高度の専門性を有する等の事情により、これに依り難い場合には、職員は、倫理監督官又は倫理管理官に相談し、その指示に従うものとする。

- ① 職員が行う講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授、放送番組への出演に対する報酬の上限額は、1時間あたり20,000円程度とすること。
- ② 職員が行う著述に対する報酬の上限額は、400字当たり4,000円とすること。
- ③ 職員が行う監修及び編さん（原稿等のチェック、加除修正、校閲等を含む。以下「監修等」という。）に対する報酬として、作業量との関連が明確でないもの（いわゆる「監修料」）は受け取ってはならないこととすること。ただし、原稿等のチェック、加除修正、校閲等の作業の実態が明確であり、かつ、作業量に応じた適切な報酬に限り、④に従い、受取が認められる場合があるものであること。

- ④ 作業の実態が明確であり、かつ、作業量に応じた適切な報酬の受取に対する倫理規程第9条第1項の承認に当たっては、倫理規程第6条の規定により、次のイ及びロを確認するほか、同条に該当せず報酬の受取が禁止されていない場合であっても、国民の疑惑を抱いたり厚生労働省の信頼を損なうようなことがないように、次のハからヘまでの条件全てを満たすもの（注）に限り報酬を受け取っても差し支えないものとし、次のハからヘまでの全てを満たすことを確認すること。

イ 書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）が、国の補助金等（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されるものをいう。）又は国が直接支出する費用（庁費等をいう。）をもって作成されるもの（注）でないこと。

（注）社会保険庁、中央労働委員会、所管特定独立行政法人及び他省（外局を含む。）において国の補助金や経費で作成されるもの（作成費用の一部が国費により支出されたり、間接的に支出されているものを含む。）を含む。

ロ 当該書籍等について、厚生労働省等（社会保険庁、中央労働委員会及び所管特定独立行政法人を含む。）が当該書籍等の作成数（印刷部数）の過半数（単独又は合計）を購入していないこと。

ただし、講演等の内容が高度の専門性を有する等の事情により、これに依り難い場合には、職員は、倫理監督官又は倫理管理官に相談し、その指示に従うものとする。

- ① 職員が行う講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授、放送番組への出演に対する報酬の上限額は、1時間あたり20,000円程度とすること。
- ② 職員が行う著述に対する報酬の上限額は、400字当たり4,000円とすること。
- ③ 職員が行う監修、編さんに対する報酬は、著述に対する報酬の上限額を踏まえ、提供した役務の内容に応じた、適切なものであること。

ハ 職員が当該書籍等の発行に協力することが、当該分野に関する普及・啓発・広報等に資するものであり、社会的に意義のあるものであること。

ニ 作業に従事する職員名、報酬の支払基準等について出版社等と文書で確認していること。併せて、イ及びロについても出版社等と文書で確認すること。

ホ 報酬の支払基準について、単に出版社等の申出に依るのではなく、作業量の多寡に見合った、合理的に説明責任を果たすことができるものとなっていること。さらに、算定に当たっては市場流通比率（1－購入比率）を乗じることなどにより、公費による購入分は報酬の対象としないことを明確化していること。

ヘ 受取を予定する報酬の水準について、提供する役務の内容に応じた、適切なものであること。

(2) 監修等により受ける報酬については、利害関係者以外からの依頼によるもの場合であっても、倫理規程第6条の規定により補助金等関連の監修料及び編さん料の受領が禁止されているのは当然であるが、さらに、同条に該当せず報酬を受け取ることが禁止されていない場合であっても、職員の現在又は過去の職務に関係する内容の監修等については、国民の疑惑を招いたり厚生労働省の信頼を損なうようなことがないように、利害関係者からの依頼の場合である(1)③の取扱いと同様、作業量との関連が明確でない報酬は受け取ってはならないこととし、作業の実態が明確であり、かつ、作業量に応じた適切な報酬(具体的には、(1)④のイからへまでの条件を全て満たすもの。)に限り、受け取っても差し支えないものとする。

ただし、監修等の内容が高度の専門性を有する等の事情により、これに依り難い場合には、職員は、倫理監督官又は倫理管理官に相談し、その指示に従うものとする。

5 利害関係者との簡素な飲食の基準（届出を要しないもの）について

倫理規程第3条第2項第7号に規定する職務として出席した会議における簡素な飲食とは、提供を受けた飲食物が3,000円程度までのものであること。

5 利害関係者との飲食について

(1) 簡素な飲食の基準（許可を要しないもの）

① 倫理規程第3条第2項第7号に規定する職務として出席した会議における簡素な飲食とは、提供を受けた飲食物が3,000円程度までのものであること。

② 倫理規程第3条第2項第8号に規定する職務として出席した会議その他打合せのための会合（職務の遂行に必要な意見交換・情報収集等を行うために出席した会議その他打合せのための会合も含まれるものとする。）の際における簡素な飲食（自己の費用を

負担して行うもの。)とは、飲食物が10,000円程度までのものであること。

(2) 夜間における簡素な飲食以外の飲食の許可の基準

倫理規程第3条第2項第8号ただし書きに規定する簡素な飲食以外の飲食であつて、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可する場合とは、次のような場合であつて、当該飲食の目的や趣旨を総合的に勘案し、かつ、会費や場所等その他の条件に照らしても適切と判断される場合であること。

- ① 関係団体等との意思の疎通や政策推進のための合意形成など行政を円滑に推進するための会合等
- ② 禁止行為の例外となっている同じ部局等で勤務した関係（倫理規程第4条第4項）に準ずる会合等
- ③ 祝儀を出して出席し、他の出席者と同様に飲食物の提供等を受ける結婚式等

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
大臣官房長	大臣官房（統計情報部を除く。）に所属する課長、参事官、四国地方厚生支局長及び北海道府県労働局長
大臣官房人事課長	大臣官房人事課に所属する職員（課長を除く。）及び本省に所属する職員であって他の倫理管理官に属さない職員
大臣官房総務課長	大臣官房総務課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房会計課長	大臣官房会計課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房地方課長	大臣官房地方課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房国際課長	大臣官房国際課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房厚生科学課長	大臣官房厚生科学課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房統計情報部長	大臣官房統計情報部に所属する課長
大臣官房統計情報部企画課長	大臣官房統計情報部に所属する職員（課長を除く。）
医政局長	医政局に所属する課長
医政局総務課長	医政局に所属する職員（課長を除く。）
健康局長	健康局に所属する課長
健康局総務課長	健康局に所属する職員（課長を除く。）
医薬食品局長	医薬食品局（食品安全部を除く。）に所属する課長
医薬食品局総務課長	医薬食品局（食品安全部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
医薬食品局食品安全部長	医薬食品局食品安全部に所属する課長及び各検査所長
医薬食品局食品安全部企画情報課長	医薬食品局食品安全部に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局長	労働基準局（安全衛生部、労災補償部、勤労者生活部を除く。）に所属する課長
労働基準局総務課長	労働基準局（安全衛生部、労災補償部、勤労者生活部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局安全衛生部長	労働基準局安全衛生部に所属する課長
労働基準局安全衛生部計画課長	労働基準局安全衛生部に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局労災補償部長	労働基準局労災補償部に所属する課長及び労災保険業務室長
労働基準局労災補償部労災管理課長	労働基準局労災補償部に所属する職員（課長及び労災保険業務室長を除く。）
労働基準局勤労者生活部長	労働基準局勤労者生活部に所属する課長
労働基準局勤労者生活部企画課長	労働基準局勤労者生活部に所属する職員（課長を除く。）
職業安定局長	職業安定局（高齢・障害者雇用対策部を除く。）に所属する課長及び労働市場センター業務室長
職業安定局総務課長	職業安定局（高齢・障害者雇用対策部を除く。）に所属する職員（課長及び労働市場センター業務室長を除く。）

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
大臣官房長	大臣官房（統計情報部を除く。）に所属する課長、参事官、四国地方厚生支局長及び北海道府県労働局長
大臣官房人事課長	大臣官房人事課に所属する職員（課長を除く。）及び本省に所属する職員であって他の倫理管理官に属さない職員
大臣官房総務課長	大臣官房総務課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房会計課長	大臣官房会計課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房地方課長	大臣官房地方課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房国際課長	大臣官房国際課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房厚生科学課長	大臣官房厚生科学課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房統計情報部長	大臣官房統計情報部に所属する課長
大臣官房統計情報部企画課長	大臣官房統計情報部に所属する職員（課長を除く。）
医政局長	医政局に所属する課長
医政局総務課長	医政局に所属する職員（課長を除く。）
健康局長	健康局（国立病院部を除く。）に所属する課長
健康局総務課長	健康局（国立病院部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
健康局国立病院部長	健康局国立病院部に所属する課長
健康局国立病院部企画課長	健康局国立病院部に所属する職員（課長を除く。）
医薬局長	医薬局（食品保健部を除く。）に所属する課長
医薬局総務課長	医薬局（食品保健部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
医薬局食品保健部長	医薬局食品保健部に所属する課長及び各検査所長
医薬局食品保健部企画課長	医薬局食品保健部に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局長	労働基準局（安全衛生部、労災補償部、勤労者生活部を除く。）に所属する課長
労働基準局総務課長	労働基準局（安全衛生部、労災補償部、勤労者生活部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局安全衛生部長	労働基準局安全衛生部に所属する課長
労働基準局安全衛生部計画課長	労働基準局安全衛生部に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局労災補償部長	労働基準局労災補償部に所属する課長及び労災保険業務室長
労働基準局労災補償部労災管理課長	労働基準局労災補償部に所属する職員（課長及び労災保険業務室長を除く。）
労働基準局勤労者生活部長	労働基準局勤労者生活部に所属する課長
労働基準局勤労者生活部企画課長	労働基準局勤労者生活部に所属する職員（課長を除く。）
職業安定局長	職業安定局（高齢・障害者雇用対策部を除く。）に所属する課長及び労働市場センター業務室長
職業安定局総務課長	職業安定局（高齢・障害者雇用対策部を除く。）に所属する職員（課長及び労働市場センター業務室長を除く。）

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
労働基準局勤労者生活部企画課長	労働基準局勤労者生活部に所属する職員(課長を除く。)
職業安定局長	職業安定局(高齢・障害者雇用対策部を除く。)に所属する課長及び労働市場センター業務室長
職業安定局総務課長	職業安定局(高齢・障害者雇用対策部を除く。)に所属する職員(課長及び労働市場センター業務室長を除く。)
職業安定局高齢・障害者雇用対策部長	職業安定局高齢・障害者雇用対策部に所属する課長
職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課長	職業安定局高齢・障害者雇用対策部に所属する職員(課長を除く。)
職業能力開発局長	職業能力開発局に所属する課長
職業能力開発局総務課長	職業能力開発局に所属する職員(課長を除く。)
雇用均等・児童家庭局長	雇用均等・児童家庭局に所属する課長及び各国立児童自立支援施設長
雇用均等・児童家庭局総務課長	雇用均等・児童家庭局に所属する職員(課長を除く。)
社会・援護局長	社会・援護局(障害保健福祉部を除く。)に所属する課長
社会・援護局総務課長	社会・援護局(障害保健福祉部を除く。)に所属する職員(課長を除く。)
社会・援護局障害保健福祉部長	社会・援護局障害保健福祉部に所属する課長、各国立光明寮長、各国立保養所長及び国立知的障害児施設長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長	社会・援護局障害保健福祉部に所属する職員(課長を除く。)
老健局長	老健局に所属する課長
老健局総務課長	老健局に所属する職員(課長を除く。)
保険局長	保険局に所属する課長
保険局総務課長	保険局に所属する職員(課長を除く。)
年金局長	年金局に所属する課長
年金局総務課長	年金局に所属する職員(課長を除く。)
政策統括官	政策統括官に所属する職員
各検査所長	当該検査所に所属する職員(所長を除く。)
各国立高度専門医療センター総長	当該国立高度専門医療センターに所属する職員(指定職の職員を除く。)

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
職業安定局高齢・障害者雇用対策部長	職業安定局高齢・障害者雇用対策部に所属する課長
職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課長	職業安定局高齢・障害者雇用対策部に所属する職員(課長を除く。)
職業能力開発局長	職業能力開発局に所属する課長
職業能力開発局総務課長	職業能力開発局に所属する職員(課長を除く。)
雇用均等・児童家庭局長	雇用均等・児童家庭局に所属する課長及び各国立児童自立支援施設長
雇用均等・児童家庭局総務課長	雇用均等・児童家庭局に所属する職員(課長を除く。)
社会・援護局長	社会・援護局(障害保健福祉部を除く。)に所属する課長
社会・援護局総務課長	社会・援護局(障害保健福祉部を除く。)に所属する職員(課長を除く。)
社会・援護局障害保健福祉部長	社会・援護局障害保健福祉部に所属する課長、各国立光明寮長、各国立保養所長及び国立知的障害児施設長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長	社会・援護局障害保健福祉部に所属する職員(課長を除く。)
老健局長	老健局に所属する課長
老健局総務課長	老健局に所属する職員(課長を除く。)
保険局長	保険局に所属する課長
保険局総務課長	保険局に所属する職員(課長を除く。)
年金局長	年金局に所属する課長
年金局総務課長	年金局に所属する職員(課長を除く。)
政策統括官	政策統括官に所属する職員
各検査所長	当該検査所に所属する職員(所長を除く。)
各国立病院長及び各国立療養所長	当該国立病院及び当該国立療養所に所属する職員(指定職の職員並びに病院及び療養所長を除く。)
各国立高度専門医療センター総長	当該国立高度専門医療センターに所属する職員(指定職の職員を除く。)
国立医薬品食品衛生研究所長	国立医薬品食品衛生研究所に所属する職員(指定職の職員を除く。)
国立健康・栄養研究所長	国立健康・栄養研究所に所属する職員(指定職の職員を除く。)
国立公衆衛生院長	国立公衆衛生院に所属する職員(指定職の職員を除く。)
国立社会保障・人口問題研究所長	国立社会保障・人口問題研究所に所属する職員(指定職の職員を除く。)
国立感染症研究所長	国立感染症研究所に所属する職員(指定職の職員を除く。)
国立医療・病院管理研究所長	国立医療・病院管理研究所に所属する職員(指定職の職員を除く。)
労働研修所長	労働研修所に所属する職員(指定職の職員を除く。)

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
各国立ハンセン病療養所長	当該国立ハンセン病療養所に所属する職員（指定職の職員並びに療養所長を除く。）
国立医薬品食品衛生研究所長	国立医薬品食品衛生研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
国立保健医療科学院長	国立保険医療科学院に所属する職員（指定職の職員を除く。）
国立社会保障・人口問題研究所長	国立社会保障・人口問題研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
国立感染症研究所長	国立感染症研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
各国立児童自立支援施設長	当該国立児童自立支援施設に所属する職員（施設長を除く。）
各国立光明寮長	当該国立光明寮に所属する職員（寮長を除く。）
各国立保養所長	当該国立保養所に所属する職員（所長を除く。）
国立知的障害児施設長	国立知的障害児施設に所属する職員（施設長を除く。）
国立身体障害者リハビリテーションセンター総長	国立身体障害者リハビリテーションセンターに所属する職員（指定職の職員を除く。）
各地方厚生局長	当該地方厚生局に所属する職員（局長を除く。）、各国立ハンセン病療養所長（指定職の職員を除く。）
四国地方厚生支局長	四国地方厚生支局に所属する職員（支局長を除く。）、各国立ハンセン病療養所長（指定職の職員を除く。）
都道府県労働局長	当該都道府県労働局に所属する職員（局長を除く。）、各労働基準監督署長及び各公共職業安定所長
労働基準監督署長	当該労働基準監督署に所属する職員（署長を除く。）
公共職業安定所長	当該公共職業安定所に所属する職員（所長を除く。）

(注) 指定職の職員の職務に係る倫理の保持に関する事務は、倫理監督官がその事務を行う。

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
産業安全研究所長	産業安全研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
産業医学総合研究所長	産業医学総合研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
各国立児童自立支援施設長	当該国立児童自立支援施設に所属する職員（施設長を除く。）
各国立光明寮長	当該国立光明寮に所属する職員（寮長を除く。）
各国立保養所長	当該国立保養所に所属する職員（所長を除く。）
国立知的障害児施設長	国立知的障害児施設に所属する職員（施設長を除く。）
国立身体障害者リハビリテーションセンター総長	国立身体障害者リハビリテーションセンターに所属する職員（指定職の職員を除く。）
各地方厚生局長	当該地方厚生局に所属する職員（局長を除く。）、各国立病院長及び各国立療養所長（指定職の職員を除く。）
四国地方厚生支局長	四国地方厚生支局に所属する職員（支局長を除く。）、各国立病院長及び各国立療養所長（指定職の職員を除く。）
都道府県労働局長	当該都道府県労働局に所属する職員（局長を除く。）、各労働基準監督署長及び各公共職業安定所長
労働基準監督署長	当該労働基準監督署に所属する職員（署長を除く。）
公共職業安定所長	当該公共職業安定所に所属する職員（所長を除く。）

(注) 指定職の職員の職務に係る倫理の保持に関する事務は、倫理監督官がその事務を行う。

保存期間： 年 月まで

様式1

飲 食 届 出 書

国家公務員倫理規程第8条に基づき、下記の飲食について届け出ます。

平成 年 月 日 所属・官職 _____
氏 名 _____ 印

記

飲食を共にする利害関係者	名 称	
	所 在 地	
	出席者氏名及び役職(代表者)	他 人
職員の職務と相手方の利害関係		
飲 食 の 目 的		
飲食の場所、住所	場所： 住所：	
日 時	年 月 日 () : ~ :	
自己負担見込額	自己負担見込額 _____ 円	
飲食を共にする利害関係者以外の者の有無・人数	有 (人) ・ 無	

*保存期間については、届出をした日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存すること。

保存期間： 年 月まで

様式1

飲 食 許 可 申 請 書

国家公務員倫理規程第3条第2項第8号に基づき、下記の飲食について許可されたく申請いたします。

平成 年 月 日 所属・官職 _____
氏 名 _____ 印
記

飲食を共にする利害関係者	名 称	
	所 在 地	
	出席者氏名及び役職(代表者)	他 人
職員の職務と相手方の利害関係		
飲 食 の 目 的		
場所、住所及び参加人数	場所： 住所： 参加人数：	
日 時	年 月 日 () : ~ :	
自己負担見込額	自己負担見込額 _____ 円	

許 可 書

上記については、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)第3条第2項第8号に基づき、飲食することを許可する。

平成 年 月 日 倫理監管官又は倫理管理官 _____
所属・官職 _____
氏 名 _____

*保存期間については、許可をした日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存すること。

様式2

保存期間： 年 月まで

講演等承認申請書

国家公務員倫理規程第9条第1項に基づき、下記の講演等について承認されたく申請いたします。

平成 年 月 日

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

記

依頼者	名 称				
	所 在 地				
職員と依頼者の職務上の利害関係					
提供する役務等	種 類	<input type="checkbox"/> 講演 <input type="checkbox"/> 討論 <input type="checkbox"/> 講習における指導 <input type="checkbox"/> 研修における指導 <input type="checkbox"/> 寄稿 <input type="checkbox"/> 著述 <input type="checkbox"/> 監修 <input type="checkbox"/> 編さん <input type="checkbox"/> その他()			
	概 要 (*2)				
	報酬及びその積算 (*3)	受領額		内 訳	
依頼を受けた理由					
種類が監修、編さんの場合					
当該書籍が国から補助金等又は国が直接支出する費用(庁費等)をもって作成されるもの(*4)か		はい		いいえ	
当該書籍において厚生労働省等(*5)が購入している作成版(印刷版)が過半数あるか。		はい		いいえ	

- *1) 依頼書等参考となるものがあれば添付すること。
- *2) 概要の欄は、講演等にあつては、名称、参加資格、テーマ及び開催日時・場所・所在地等を、寄稿等にあつては、出版物の名称、テーマ又は業務内容及び頁数等を記入のこと。
- *3) 報酬及びその積算欄は、依頼者から受領した総額(税込額)を記入し、さらに報酬及び実費相当額(資料作成費、交通費、宿泊費等)の内訳を記入すること。
- *4) 「当該書籍が国から補助金等又は国が直接支出する費用(庁費等)をもって作成されるもの」には、「中央労働委員会、社会保険庁、所管特定独立行政法人及び他省(外局含む。)において国の補助金や経費で作成されるもの(作成費用の一部が国費により支出されたり、間接的に支出されているものを含む。)」も含むこと。
- *5) 「厚生労働省等」とは、「中央労働委員会、社会保険庁及び所管特定独立行政法人」を含むこと。

承認書

上記については、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)第9条第1項に基づき、承認する。

平成 年 月 日

倫理監督官又は倫理管理官

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

*保存期間については、承認をした日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存すること。

様式2

保存期間： 年 月まで

講演等承認申請書

国家公務員倫理規程第6条第1項に基づき、下記の講演等について承認されたく申請いたします。

平成 年 月 日

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

記

依頼者	名 称				
	所 在 地				
職員と依頼者の職務上の利害関係					
提供する役務等	種 類	<input type="checkbox"/> 講演 <input type="checkbox"/> 討論 <input type="checkbox"/> 講習における指導 <input type="checkbox"/> 研修における指導 <input type="checkbox"/> 寄稿 <input type="checkbox"/> 著述 <input type="checkbox"/> 監修 <input type="checkbox"/> 編さん <input type="checkbox"/> その他()			
	概 要				
	報酬及びその積算	受領額		内 訳	
依頼を受けた理由					

- *1) 依頼書等参考となるものがあれば添付すること。
- *2) 概要の欄は、講演等にあつては、名称、参加資格、テーマ及び開催日時・場所・所在地等を、寄稿等にあつては、出版物の名称、テーマ又は業務内容及び頁数等を記入のこと。
- *3) 報酬及びその積算欄は、依頼者から受領した総額(税込額)を記入し、さらに報酬及び実費相当額(資料作成費、交通費、宿泊費等)の内訳を記入すること。

承認書

上記については、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)第6条第1項に基づき、承認する。

平成 年 月 日

倫理監督官又は倫理管理官

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

*保存期間については、許可をした日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存すること。

(参考 改正後全文)

厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等（平成13年1月10日厚生労働省人発第81号厚生労働事務次官通知。平成17年4月1日改正）

1 職員の職務に係る倫理の保持のための体制について

倫理規程第15条第2項の規定に基づき、別表左欄の官職にある職員に倫理監督官の職務の一部を行わせることとし、その者を倫理管理官と称する。倫理管理官は、同表右欄に掲げる職員の職務に係る倫理の保持に関し、次の事務を行うものとする。

なお、倫理法第2条第3項に規定する指定職以上の職員（以下「指定職の職員」という。）に係るこれら事務については、倫理監督官が行うものであること。

- (1) 職員に倫理法又は倫理法に基づく命令（厚生労働省職員倫理規程（平成12年12月厚生省訓第73号）を含む。以下同じ。）に違反する行為があった場合には、その旨を倫理監督官に報告すること。
- (2) 倫理規程第4条第2項又は第10条の規定による相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じ、倫理監督官に相談すること。
- (3) 職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (4) 倫理規程第8条の規定による飲食の届出を受け取ること及び倫理規程第9条第1項の規定による講演等の承認をすること。
- (5) 職員が、倫理法及び倫理法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官又は倫理管理官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (6) 研修その他の施策により、職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

2 飲食の届出及び講演等の承認の申請について

- (1) 職員は、倫理規程第8条の規定による飲食の届出を行うときは、別添様式1の飲食届出書を提出すること。
- (2) 職員は、倫理規程第9条第1項の規定による講演等の承認の申請を行うときは、別添様式2の講演等承認申請書を提出すること。

3 贈与等報告書等の提出について

- (1) 倫理法第6条第1項に規定する贈与等報告書、倫理法第7条第1項に規定する株取引等報告書及び倫理法第8条第3項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）を提出することとされている職員は、当該報告書等を倫理監督

官又は倫理管理官を経由し、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 倫理管理官は、報告書等を審査し、それぞれの報告書等の提出期限から7日以内に、当該報告書等を倫理監督官に送付するものとする。

4 講演等により受ける報酬の基準並びに監修料及び編さん料の受取の取扱い等について

(1) 職員が、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合における、倫理規程第9条第2項の規定による報酬の参考となるべき基準並びに監修料及び編さん料の受取の取扱い等は、次のとおりとすること。

ただし、講演等の内容が高度の専門性を有する等の事情により、これに依り難い場合には、職員は、倫理監督官又は倫理管理官に相談し、その指示に従うものとする。

- ① 職員が行う講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授、放送番組への出演に対する報酬の上限額は、1時間当たり20,000円程度とすること。
- ② 職員が行う著述に対する報酬の上限額は、400字当たり4,000円とすること。
- ③ 職員が行う監修及び編さん（原稿等のチェック、加除修正、校閲等を含む。以下「監修等」という。）に対する報酬として、作業量との関連が明確でないもの（いわゆる「監修料」）は受け取ってはならないこととすること。ただし、原稿等のチェック、加除修正、校閲等の作業の実態が明確であり、かつ、作業量に応じた適切な報酬に限り、④に従い、受取が認められる場合があるものであること。
- ④ 作業の実態が明確であり、かつ、作業量に応じた適切な報酬の受取に対する倫理規程第9条第1項の承認に当たっては、倫理規程第6条の規定により、次のイ及びロを確認するほか、同条に該当せず報酬の受取が禁止されていない場合であっても、国民の疑惑を抱いたり厚生労働省の信頼を損なうようなことがないよう、次のハからヘまでの条件全てを満たすものに限り報酬を受け取っても差し支えないものとし、次のハからヘまでの全てを満たすことを確認すること。

イ 書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）が、国の補助金等（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されるものをいう。）又は国が直接支出する費用（庁費等をいう。）をもって作成されるもの（注）でないこと。

（注） 社会保険庁、中央労働委員会、所管特定独立行政法人及び他省（外局を

- 含む。)において国の補助金や経費で作成されるもの(作成費用の一部が国費により支出されたり、間接的に支出されているものを含む。)を含む。
- ロ 当該書籍等について、厚生労働省等(社会保険庁、中央労働委員会及び所管特定独立行政法人を含む。)が当該書籍等の作成数(印刷部数)の過半数(単独又は合計)を購入していないこと。
- ハ 職員が当該書籍等の発行に協力することが、当該分野に関する普及・啓発・広報等に資するものであり、社会的に意義のあるものであること。
- ニ 作業に従事する職員名、報酬の支払基準等について出版社等と文書で確認していること。併せて、イ及びロについても出版社等と文書で確認すること。
- ホ 報酬の支払基準について、単に出版社等の申出に依るのではなく、作業量の多寡に見合った、合理的に説明責任を果たすことができるものとなっていること。さらに、算定に当たっては市場流通比率(1-購入比率)を乗じることなどにより、公費による購入分は報酬の対象としないことを明確化していること。
- ヘ 受取を予定する報酬の水準について、提供する役務の内容に応じた、適切なものであること。

(2) 監修等により受ける報酬については、利害関係者以外からの依頼によるもの場合であっても、倫理規程第6条の規定により補助金等関連の監修料及び編さん料の受領が禁止されているのは当然であるが、さらに、同条に該当せず報酬を受け取ることが禁止されていない場合であっても、職員の現在又は過去の職務に関係する内容の監修等については、国民の疑惑を招いたり厚生労働省の信頼を損なうようなことがないように、利害関係者からの依頼の場合である(1)③の取扱いと同様、作業量との関連が明確でない報酬は受け取ってはならないこととし、作業の実態が明確であり、かつ、作業量に応じた適切な報酬(具体的には、(1)④のイからへまでの条件を全て満たすもの。)に限り、受け取っても差し支えないものとする。

ただし、監修等の内容が高度の専門性を有する等の事情により、これに依り難い場合には、職員は、倫理監督官又は倫理管理官に相談し、その指示に従うものとする。

5 利害関係者との簡素な飲食の基準(届出を要しないもの)について

倫理規程第3条第2項第7号に規定する職務として出席した会議における簡素な飲食とは、提供を受けた飲食物が3,000円程度までのものであること。

別 表

倫 理 管 理 官	権 限 の お よ ぶ 職 員 の 範 囲
大臣官房長	大臣官房（統計情報部を除く。）に所属する課長、参事官、四国地方厚生支局長及び都道府県労働局長
大臣官房人事課長	大臣官房人事課に所属する職員（課長を除く。）及び本省に所属する職員であつて他の倫理管理官に属さない職員
大臣官房総務課長	大臣官房総務課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房会計課長	大臣官房会計課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房地方課長	大臣官房地方課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房国際課長	大臣官房国際課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房厚生科学課長	大臣官房厚生科学課に所属する職員（課長を除く。）
大臣官房統計情報部長	大臣官房統計情報部に所属する課長
大臣官房統計情報部企画課長	大臣官房統計情報部に所属する職員（課長を除く。）
医政局長	医政局に所属する課長
医政局総務課長	医政局に所属する職員（課長を除く。）
健康局長	健康局に所属する課長
健康局総務課長	健康局に所属する職員（課長を除く。）
医薬食品局長	医薬食品局（食品安全部を除く。）に所属する課長
医薬食品局総務課長	医薬食品局（食品安全部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
医薬食品局食品安全部長	医薬食品局食品安全部に所属する課長及び各検疫所長
医薬食品局食品安全部企画情報課長	医薬食品局食品安全部に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局長	労働基準局（安全衛生部、労災補償部、勤労者生活部を除く。）に所属する課長
労働基準局総務課長	労働基準局（安全衛生部、労災補償部、勤労者生活部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局安全衛生部長	労働基準局安全衛生部に所属する課長
労働基準局安全衛生部計画課長	労働基準局安全衛生部に所属する職員（課長を除く。）
労働基準局労災補償部長	労働基準局労災補償部に所属する課長及び労災保険業務室長
労働基準局労災補償部労災管理課長	労働基準局労災補償部に所属する職員（課長及び労災保険業務室長を除く。）

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
労働基準局勤労者生活部長	労働基準局勤労者生活部に所属する課長
労働基準局勤労者生活部企画課長	労働基準局勤労者生活部に所属する職員（課長を除く。）
職業安定局長	職業安定局（高齢・障害者雇用対策部を除く。）に所属する課長及び労働市場センター業務室長
職業安定局総務課長	職業安定局（高齢・障害者雇用対策部を除く。）に所属する職員（課長及び労働市場センター業務室長を除く。）
職業安定局高齢・障害者雇用対策部長	職業安定局高齢・障害者雇用対策部に所属する課長
職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課長	職業安定局高齢・障害者雇用対策部に所属する職員（課長を除く。）
職業能力開発局長	職業能力開発局に所属する課長
職業能力開発局総務課長	職業能力開発局に所属する職員（課長を除く。）
雇用均等・児童家庭局長	雇用均等・児童家庭局に所属する課長及び各国立児童自立支援施設長
雇用均等・児童家庭局総務課長	雇用均等・児童家庭局に所属する職員（課長を除く。）
社会・援護局長	社会・援護局（障害保健福祉部を除く。）に所属する課長
社会・援護局総務課長	社会・援護局（障害保健福祉部を除く。）に所属する職員（課長を除く。）
社会・援護局障害保健福祉部長	社会・援護局障害保健福祉部に所属する課長、各国立光明寮長、各国立保養所長及び国立知的障害児施設長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長	社会・援護局障害保健福祉部に所属する職員（課長を除く。）
老健局長	老健局に所属する課長
老健局総務課長	老健局に所属する職員（課長を除く。）
保険局長	保険局に所属する課長
保険局総務課長	保険局に所属する職員（課長を除く。）
年金局長	年金局に所属する課長
年金局総務課長	年金局に所属する職員（課長を除く。）
政策統括官	政策統括官に所属する職員
各検疫所長	当該検疫所に所属する職員（所長を除く。）
各国立高度専門医療センター総長	当該国立高度専門医療センターに所属する職員（指定職の職員を除く。）

倫理管理官	権限のおよぶ職員の範囲
各国立ハンセン病療養所長	当該国立ハンセン病療養所に所属する職員（指定職の職員並びに療養所長を除く。）
国立医薬品食品衛生研究所長	国立医薬品食品衛生研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
国立保健医療科学院長	国立保険医療科学院に所属する職員（指定職の職員を除く。）
国立社会保障・人口問題研究所長	国立社会保障・人口問題研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
国立感染症研究所長	国立感染症研究所に所属する職員（指定職の職員を除く。）
各国立児童自立支援施設長	当該国立児童自立支援施設に所属する職員（施設長を除く。）
各国立光明寮長	当該国立光明寮に所属する職員（寮長を除く。）
各国立保養所長	当該国立保養所に所属する職員（所長を除く。）
国立知的障害児施設長	国立知的障害児施設に所属する職員（施設長を除く。）
国立身体障害者リハビリテーションセンター総長	国立身体障害者リハビリテーションセンターに所属する職員（指定職の職員を除く。）
各地方厚生局長	当該地方厚生局に所属する職員（局長を除く。）、各国立ハンセン病療養所長（指定職の職員を除く。）
四国地方厚生支局長	四国地方厚生支局に所属する職員（支局長を除く。）、各国立ハンセン病療養所長（指定職の職員を除く。）
都道府県労働局長	当該都道府県労働局に所属する職員（局長を除く。）、各労働基準監督署長及び各公共職業安定所長
労働基準監督署長	当該労働基準監督署に所属する職員（署長を除く。）
公共職業安定所長	当該公共職業安定所に所属する職員（所長を除く。）

(注) 指定職の職員の職務に係る倫理の保持に関する事務は、倫理監督官がその事務を行う。

飲 食 届 出 書

国家公務員倫理規程第8条に基づき、下記の飲食について届け出ます。

平成 年 月 日

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

記

飲食を共にする利害関係者	名 称	
	所 在 地	
	出席者氏名及び 役職(代表者)	他 人
職員の職務と相手方の利害関係		
飲 食 の 目 的		
飲食の場所、住所		場所： 住所：
日 時	年 月 日 () : ~ :	
自己負担見込額	自己負担見込額 _____ 円	
飲食を共にする利害関係者 以外の者の有無・人数	有 (人) ・ 無	

* 保存期間については、届出をした日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存すること。

様式2

講演等承認申請書

国家公務員倫理規程第9条第1項に基づき、下記の講演等について承認されたく申請いたします。

平成 年 月 日

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

記

依頼者	名 称				
	所在地				
職員と依頼者の職務上の利害関係					
提供する役務等	種 類	<input type="checkbox"/> 講演 <input type="checkbox"/> 討論 <input type="checkbox"/> 講習における指導 <input type="checkbox"/> 研修における指導 <input type="checkbox"/> 寄稿 <input type="checkbox"/> 著述 <input type="checkbox"/> 監修 <input type="checkbox"/> 編さん <input type="checkbox"/> その他 ()			
	概 要 (*2)				
	報酬及びその積算 (*3)	受領額		内 訳	
依頼を受けた理由					
種類が監修、編さんの場合					
当該書籍が国から補助金等又は国が直接支出する費用(庁費等)をもって作成されるもの(*4)か		はい	・	いいえ	
当該書籍において厚生労働省等(*5)が購入している作成数(印刷数)が過半数あるか。		はい	・	いいえ	

- * 1) 依頼書等参考となるものがあれば添付すること。
- * 2) 概要の欄は、講演等にあつては、名称、参加資格、テーマ及び開催日時・場所・所在地等を、寄稿等にあつては、出版物の名称、テーマ又は業務内容及び頁数等を記入のこと。
- * 3) 報酬及びその積算欄は、依頼者から受領した総額(税込額)を記入し、さらに報酬及び実費相当額(資料作成費、交通費、宿泊費等)の内訳を記入すること。
- * 4) 「当該書籍が国から補助金等又は国が直接支出する費用(庁費等)をもって作成されるもの」には、「中央労働委員会、社会保険庁、所管特定独立行政法人及び他省(外局含む。)において国の補助金や経費で作成されるもの(作成費用の一部が国費により支出されたり、間接的に支出されているものを含む。)」も含むこと。
- * 5) 「厚生労働省等」とは、「中央労働委員会、社会保険庁及び所管特定独立行政法人」を含むこと。

承 認 書

上記については、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)第9条第1項に基づき、承認する。

平成 年 月 日

倫理監督官又は倫理管理官

所属・官職 _____

氏 名 _____ 印

* 保存期間については、承認をした日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保存すること。